



第5章



介護給付費の見込みと 保険料の算出



第5章 介護給付費の見込みと保険料の算出

1 介護給付費の見込み

利用者数・利用回数の見込みをもとにした、サービスごとの給付費の推計です。

2018（平成 30）年 8 月から、2 割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が 3 割となりますが、そのことによる財政影響額を反映する前の数値です。

（1）介護予防給付費の推計（財政影響額反映前）

（単位：千円／年）

サービスの種類		2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問介護				
	介護予防訪問入浴介護	94	94	94	94
	介護予防訪問看護	1,223	1,223	1,631	3,262
	介護予防訪問リハビリテーション	4,573	5,196	5,818	8,924
	介護予防居宅療養管理指導	846	1,094	1,341	2,577
	介護予防通所介護				
	介護予防通所リハビリテーション	8,443	9,140	9,833	13,299
	介護予防短期入所生活介護	5,547	6,256	6,963	10,498
	介護予防短期入所療養介護(老健)	474	474	474	474
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	13,998	15,001	15,918	16,897
	特定介護予防福祉用具購入	2,081	2,081	2,081	2,081
	介護予防住宅改修	7,286	7,286	7,286	7,286
	介護予防特定施設入居者生活介護	25,055	25,066	25,066	25,066
地域 密 着	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	8,660	8,664	8,664	8,664
	介護予防認知症対応型共同生活介護	4,936	4,939	4,939	4,939
介護予防支援		15,286	15,508	15,669	15,188
合計【介護予防給付費】		98,502	102,022	105,777	119,249

※千円単位で四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。



(2) 介護給付費の推計 (財政影響額反映前)

(単位: 千円/年)

サービスの種類		2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
居宅介護サービス	訪問介護	1,116,465	1,161,586	1,212,476	1,293,201
	訪問入浴介護	95,793	96,375	96,376	96,934
	訪問看護	113,860	118,988	123,647	135,674
	訪問リハビリテーション	40,590	42,274	43,939	52,267
	居宅療養管理指導	20,869	21,187	21,496	23,041
	通所介護	865,801	877,651	889,114	929,691
	通所リハビリテーション	245,075	249,159	253,133	273,006
	短期入所生活介護	1,617,610	1,625,530	1,632,726	1,668,706
	短期入所療養介護(老健)	52,821	52,844	52,844	52,844
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
	福祉用具貸与	329,409	346,344	363,529	390,152
	特定福祉用具購入	10,213	11,113	12,014	13,869
	住宅改修	29,916	31,042	32,022	33,982
	特定施設入居者生活介護	225,818	225,919	225,919	225,919
地域密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	117,461	120,138	130,697	183,490
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	420,236	436,268	457,599	534,138
	認知症対応型通所介護	58,988	61,611	65,178	67,775
	小規模多機能型居宅介護	146,490	154,286	166,873	187,939
	認知症対応型共同生活介護	741,642	741,974	741,974	741,974
	地域密着型特定施設入居者生活介護	67,482	67,512	67,512	67,512
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	426,766	426,957	426,957	426,957
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
施設	介護老人福祉施設	1,829,218	1,834,717	1,837,339	1,843,283
	介護老人保健施設	1,295,761	1,296,341	1,296,341	1,296,341
	介護療養型医療施設	0	0	0	
	介護医療院	0	0	0	0
居宅介護支援		692,508	703,899	719,753	743,072
合計【介護給付費】		10,560,792	10,703,715	10,869,458	11,281,767

※千円単位で四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。



(3) 標準給付費の推計

標準給付費は、予防給付と介護給付の合計（総給付費）に、「特定入所者介護サービス費」、「高額介護サービス費」等にかかる給付費を加えた総費用です。

ここでは2018（平成30）年8月から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割へと引き上げられることによる財政影響額を考慮して算出しています。

2025（平成37）年度（7年後）は、利用者数の傾向や制度がこのまま続くと仮定した場合の参考数値です。

表 2018(平成30)年度～2020(平成32)年度にかかる標準給付費・第7期

(単位:千円)

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	3年間合計
①総給付費	10,656,938	10,931,750	11,234,845	32,823,533
予防給付	98,502	102,022	105,777	306,301
介護給付	10,560,792	10,703,715	10,869,458	32,133,965
一定以上所得者の財政影響額	△2,356	△3,614	△3,708	△9,678
消費税率等の影響額	0	129,627	263,318	392,945
②特定入所者介護サービス費	595,660	597,585	599,517	1,792,762
③高額介護サービス費	236,000	238,000	240,000	714,000
④高額医療合算介護サービス費	30,000	30,000	30,000	90,000
⑤算定対象審査支払手数料	14,062	14,329	14,596	42,987
支払件数(件)	158,000	161,000	164,000	483,000
1件あたり単価(円)	89	89	89	
標準給付費(①～⑤の合計)	11,532,660	11,811,664	12,118,958	35,463,282

※千円単位で四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

表 2025(平成37)年度にかかる標準給付費・参考推計

(単位:千円)

	2025年度 (H37年度)
①総給付費	11,670,591
予防給付	119,249
介護給付	11,281,767
一定以上所得者の財政影響額	△3,956
消費税率等の影響額	273,531
②特定入所者介護サービス費	602,514
③高額介護サービス費	241,000
④高額医療合算介護サービス費	30,000
⑤算定対象審査支払手数料	14,774
支払件数(件)	166,000
1件あたり単価(円)	89
標準給付費(①～⑤の合計)	12,558,879

※千円単位で四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。



2 第1号被保険者の保険料算出

(1) 保険給付費の負担割合

第7期の第1号被保険者負担割合は、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比等を考慮して、第6期の22%から23%に増加しました。

国から交付される調整交付金は通常5%ですが、横手市は第6期現在で約8%相当の交付を受けています。このため、第1号被保険者の実質の負担割合は、通常の23%よりも低い約20%に抑えることができています。

図 介護サービス等にかかる費用額の財源構成(第7期)

費用額						
保険給付費(費用額の90%)						利用者負担 (費用額の 10%)
保険料50%			公費50%			
第1号被保険者	第2号被保険者	国	県	市		
保険料	(支払基金から交付)	調整 交付金				
23%	27%	5%	20%	12.5%	12.5%	
(※)	(定率)	(※)	(定率)	(定率)	(定率)	

(施設等給付費の公費部分の財源割合)

国		県	市
調整 交付金			
5%	20%	12.5%	12.5%
(※)	(定率)	(定率)	(定率)

※利用者負担を費用額の1割(10%)とした場合

調整交付金は、保険者間における後期高齢者の加入割合の相違や第1号被保険者の負担能力の相違、災害等による保険料の減免等といった格差を調整するものです。



(2) 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）については、半分を公費（国、県、市）で負担し、残りの半分を第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で負担します。2015（平成27）年度の介護保険法改正により、総合事業における調整交付金が創設されています。この総合事業調整交付金は通常5%ですが、介護給付の調整交付金同様、横手市は約8%相当の交付を受けています。このため、第1号被保険者の実質の負担割合は、通常の23%よりも低い約20%に抑えることができます。

包括的支援事業・任意事業については、77%を公費（国、県、市）で負担し、残りを第1号被保険者の保険料で負担します。

図 地域支援事業の財源構成(第7期)

① 介護予防・日常生活支援総合事業

保険料50%		公費50%			
第1号被保険者 保険料	第2号被保険者 保険料	国		県	市
		調整 交付金 (注)			
23%	27%	5%	20%	12.5%	12.5%

※一部、利用料がある事業もあります。

(注) 法定では5%相当であるが、給付の調整交付金同様、後期高齢者の加入割合や第1号被保険者の負担能力等における全国比較により決定される。

② 包括的支援事業・任意事業

保険料23%	公費77%		
第1号被保険者 保険料	国	県	市
23%	38.5%	19.25%	19.25%

※一部、利用料がある事業もあります。



(3) 第1号被保険者の介護保険料の段階設定

第7期計画期間の保険料段階については、第6期計画期間と同様、国で示す9段階に加え、市が独自に設定していた「合計所得金額400万円以上」の段階を、第10段階として継続します。

ただし、国では第8段階の合計所得金額の基準を「190万円以上」から「200万円以上」、第9段階の合計所得金額の基準を「290万円以上」から「300万円以上」となるよう関係法令を改正することから、市の保険料段階も同様とします。

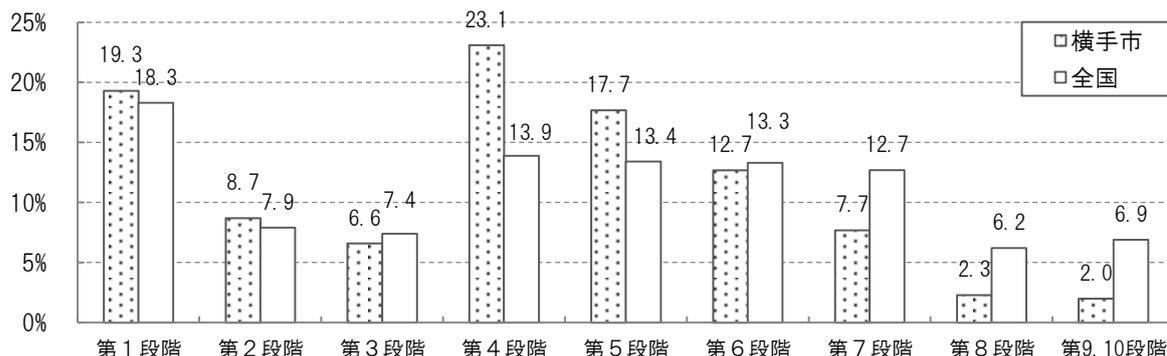
表 横手市の第7期事業計画期間における保険料所得段階別の負担割合と人数の見込み

単位:人

段階	対象者		負担割合	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
第1段階	市民税非課税世帯	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 課税年金収入等が80万円以下	0.50	6,420	6,448	6,471	6,360
第2段階		課税年金収入等が120万円以下	0.75	2,901	2,914	2,924	2,874
第3段階		課税年金収入等が120万円超	0.75	2,179	2,189	2,196	2,159
第4段階	市民税非課税	課税年金収入等が80万円以下	0.90	7,670	7,703	7,730	7,597
第5段階		課税年金収入等が80万円超	1.00 (基準)	5,891	5,917	5,938	5,836
第6段階	市民税課税世帯	合計所得金額が120万円未満	1.20	4,212	4,230	4,245	4,172
第7段階		合計所得金額が120万円以上	1.30	2,558	2,570	2,579	2,534
第8段階		合計所得金額が200万円以上	1.50	756	759	762	748
第9段階		合計所得金額が300万円以上	1.70	233	234	235	231
第10段階		合計所得金額が400万円以上	1.90	443	445	446	439
第1号被保険者数(単純合計:人口推計値と合致)				33,263	33,409	33,526	32,950
第1号被保険者数(所得段階別加入者割合補正後)				30,566	30,700	30,807	30,277

※上記表における「合計所得金額」とは、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額をいう。また、第1段階～第5段階における「課税年金収入等」とは、前述の特別控除額を控除した合計所得金額から課税年金収入に係る所得を控除した額に課税年金収入額を加えた額をいう。

図 保険料所得段階別の構成割合





(4) 保険料の収納率

今後も、介護保険制度の趣旨を十分理解していただきながら、円滑に保険料を納付していただくよう周知を図り、収納率の向上に努めます。

表 予定保険料収納率(2018(平成30)年度～2020(平成32)年度の平均)

予定保険料収納率	98.5%
----------	-------

(5) 介護保険給付準備基金

介護保険給付準備基金は、第1号被保険者の介護保険料を適正かつ計画的に管理するために設置しています。毎年度の決算によって生じた剰余金の中から、第1号被保険者の保険料の剰余金を積み立てています。

また、予想を超える介護給付費の増加で、予算に不足が生じたとき等は、この基金から不足額を繰り入れます。

2017(平成29)年度末の見込み残高は、4億7,907万3,832円で、第7期で3億7,900万円を取り崩すことで、保険料を引き下げます。

表 介護給付費準備基金

2017(平成29)年度末準備基金見込額	479,073,832円
第7期中の準備基金取崩額	379,000,000円

(準備基金見込額は2018(平成30)年3月末時点の見込み)



(6) 保険料基準額の推計

第1号被保険者の第7期保険料基準額は、月額6,257円と算出されました。

本来であれば、月額6,605円程度の保険料が必要ですが、介護保険準備基金の取り崩し（マイナス348円相当）により、月額6,257円に引き下げています。

表 第7期の保険料基準月額の推計

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	合計
a.被保険者数 ※所得段階別加入割合補正後 ※合計は端数により一致しない	30,566人	30,700人	30,807人	92,072人
b.標準給付費	11,532,660,000円	11,811,664,000円	12,118,958,000円	35,463,282,000円
c.地域支援事業費	498,004,000円	541,494,000円	585,512,000円	1,625,010,000円
c(1). 介護予防・日常生活支援 総合事業費	342,506,000円	376,454,000円	407,056,000円	1,126,016,000円
c(2). 包括的支援事業・任意事 業費	155,498,000円	165,040,000円	178,456,000円	498,994,000円
d.第1号被保険者負担相当額 (b+c)×23%	2,767,052,720円	2,841,226,340円	2,922,028,100円	8,530,307,160円
e.調整交付金相当額 (b+c(1))×5% 注1	593,758,300円	609,405,900円	626,300,700円	1,829,464,900円
f.調整交付金見込額 (b+c(1))×交付率 注1 下段()内は交付率の見込み	1,078,265,000円 (9.08%)	1,056,710,000円 (8.67%)	1,035,901,000円 (8.27%)	3,170,876,000円
g.準備基金取崩額				379,000,000円
h.保険料収納必要額 (d+e-f-g)				6,809,896,060円
i.予定保険料収納率	98.5%			
J.保険料基準月額 (h÷i÷a÷12)	6,257円			

※小数点以下の数値を省略しています。

(注1) e.調整交付金相当額及びf.調整交付金見込額は介護給付における調整交付金と総合事業における調整交付金を合算した額

基準月額 6,257円×12か月 = 75,084円

↓

基準額 (年間保険料) 75,000円

※横手市では年間保険料において、100円未満を切り捨て



(7) 低所得者に対する保険料負担の軽減

2015（平成27）年4月から、法令に基づき低所得者に対する保険料軽減が実施されており、第7期計画期間中も、第1段階の負担割合を「0.50」から「0.45」に引き下げます。

この軽減にかかる費用については、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつ負担します。

(8) 所得段階別保険料（低所得者に対する負担軽減反映後）

低所得者に対する負担軽減を反映した所得段階別保険料は次のようになります。第6期と比較し基準額が上がることにより、各段階の保険料も上がります。

表 所得段階別保険料年額(低所得者に対する負担軽減反映後)

単位:円

段階	対象者		負担割合	① 第6期	② 第7期	差 (②-①)			
第1段階	市民税非課税世帯	生活保護受給者	0.50	30,800	33,700	2,900			
第2段階		老齢福祉年金受給者	→0.45に						
第3段階		課税年金収入等が80万円以下	軽減						
第4段階	本人が市民税非課税	課税年金収入等が120万円以下	0.75	51,300	56,200	4,900			
第5段階		課税年金収入等が120万円超	0.75						
第6段階	市民税課税世帯	課税年金収入等が80万円以下	0.90	61,600	67,500	5,900			
第7段階		課税年金収入等が80万円超	1.00 (基準)						
第8段階		合計所得金額が120万円未満	1.20				82,200	90,000	7,800
第9段階		合計所得金額が120万円以上	1.30						
第10段階		合計所得金額が200万円以上	1.50						
	合計所得金額が300万円以上	1.70							
	合計所得金額が400万円以上	1.90							

※上記表における「合計所得金額」とは、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額をいう。また、第1段階～第5段階における「課税年金収入等」とは、前述の特別控除額を控除した合計所得金額から課税年金収入に係る所得を控除した額に課税年金収入額を加えた額をいう。



(9) 介護保険料の将来の見込み

第7期計画では、2025（平成37）年度の将来推計に基づき、現状のまま推移すると仮定すると、横手市の第1号被保険者の介護保険料基準額は、2025（平成37）年度（第9期）で月額8,223円となる見込みです。

市では、介護予防や給付等の適正化等に力を入れることで、結果的にこのような負担を可能な限り軽減できるように努めます。

表 これまでの保険料基準月額推移【参考】

(単位:円)

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
	2000～ 2002年度 (H12～ 14年度)	2003～ 2005年度 (H15～ 17年度)	2006～ 2008年度 (H18～ 20年度)	2009～ 2011年度 (H21～ 23年度)	2012～ 2014年度 (H24～ 26年度)	2015～ 2017年度 (H27～ 29年度)	2018～ 2020年度 (H30～ 32年度)
横手市	2,688	2,839	2,998	3,894	5,139	5,716	6,257
増田町	2,362	2,670					
平鹿町	2,396	2,700					
雄物川町	2,133	2,170					
大森町	2,785	2,984					
十文字町	2,425	2,425					
山内村	2,245	2,938					
大雄村	2,160	2,249					
前期との差額				896	1,245	577	541
前期比				+29.9%	+32.0%	+11.2%	+9.5%
秋田県			3,988	4,375	5,338	6,078	
全国			4,090	4,160	4,972	5,514	